

帯広市の計画相談支援の運用方針

I はじめに

1 計画相談支援の現状と課題

平成24年4月の障害者自立支援法（現：「障害者総合支援法」）の改正により、平成27年度から福祉サービスを利用する全ての障害者・児に対し、サービス等利用計画案等（セルフプラン除く）の提出が義務づけられました。このため、帯広市では帯広市地域自立支援協議会や相談支援専門員の研修等を通じて、相談支援体制の整備を進め、平成24年度より段階的に対象者を拡大しながら計画相談支援の充実を図ってきたところです。

しかしながら、この間、障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、計画相談を希望する利用者が計画相談支援を利用するまでに時間を要している、なかなか相談支援専門員が決まらないといった事例があることが、令和3年度の帯広市地域自立支援協議会の地域生活支援会議等において地域課題としてあげられました。

2 運用方針について

計画相談支援を効果的かつ円滑に運用していくことができるよう、帯広市と、市の一般相談支援事業を委託する相談支援事業所を中心に、セルフプランの活用や、セルフプランとなった際の相談支援について検討した内容に加え、令和4年度より開始する指定特定相談支援事業所の指導監査の基本的な考え方についても記載し、計画相談支援の運用方針としてまとめました。

II 計画相談支援について

1 基本的な考え方

障害のある人が、自らの意思で必要な支援を受けながら自立していくためには、ケアマネジメントの手法による効果的なサービス提供が重要であり、帯広市では、以下のポイントを踏まえ、適切に計画相談支援を実践するものとします。

なお、計画相談支援の基本的な考え方や実施の詳細については、十勝障がい者総合相談支援センターが作成する「十勝圏域市町村 計画相談支援の手引き」をご参照ください。

【計画相談支援のポイント】

- 本人主体のケアマネジメントであること。
- 本人の持つ力（ストレングス）に着目し、それを高めていくエンパワメントの視点が盛り込まれていること。
- 本人を中心にチームで支援することができるよう、関係者間の情報共有など連携を図ること。
- 相談支援専門員の専門性を活かしたアセスメントにより、自立支援に資する適切なサービス量及び内容の検討や、中立公平性を保ちサービス提供事業者の選択を行うこと。
- 地域のあらゆる社会資源の活用や多様な主体との連携を図るため、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな資源の活用も検討すること。

2 計画相談支援の質の確保・向上

帯広市が令和6年に策定した帯広市障害者共生まちづくりプランにおいて、相談支援と情報提供の充実は施策の1つとしており、障害のある人や家族が必要とする障害福祉サービスや医療、療育などに適切につながるよう、相談支援専門員等の相談支援従事者への研修の実施などスキルアップを図ることとしています。そのため、計画相談支援については、①集団指導、②実地指導、③各種研修等の3つの方法で質の確保と向上を図ります。

① 集団指導

報酬改定等の最新の情報や計画相談支援における「ルール」を確認し、不適切なサービス提供を防ぎ、適切な計画相談支援の実施とその運営向上を図るため、帯広市が開催します。

② 実地指導

指定特定相談支援事業所を帯広市が訪問し、運営状況等を確認し制度の適正化と図るとともに、市と事業所の情報共有や事業所への支援の場とするものです。

③ 各種研修等

帯広市地域自立支援協議会の個別支援会議及び精神ケアマネジメント支援会議等において、事例検討や研修を実施するほか、基幹相談支援センターによる個別の相談支援事業所訪問等による計画作成支援及び検証を行います。

Ⅲ セルフプランについて

1 考え方

国は、計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（令和3年3月31日付け障発0331第7号）において、国は、セルフプランについて、「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」との方針を示しています。

帯広市としては、計画相談支援の重要性の認識が変わるものではありませんが、本人又は家族の意思を踏まえたセルフプランの選択は、障害のある人が自身の力で、自立した生活を送っていく「自立支援」であるとも考えます。

障害福祉サービスの利用にあたっては、計画相談支援の利用を前提とした福祉サービスの利用を勧めるのではなく、対象者の個別の事情（本人のニーズ、能力、家族等）を十分に斟酌した上で、計画相談支援の利用者とセルフプランの利用者を適切に判別していくことが重要です。従って、次に定めるセルフプラン利用・移行者の判断ポイントを参考にセルフプランの運用をすることにより、「① 計画相談支援が必要な人が、計画相談支援を利用できる」、「② 障害のある人が、より自身の力で生活をしていくことができる」相談支援体制づくりを進めていくこととします。

2 セルフプランの運用にあたっての具体的な取扱い

計画相談支援を必要な人が利用でき、適切な福祉サービスを受けることができるように、現状を鑑み、セルフプラン（計画相談支援を利用しなくても、適切な福祉サービスを自ら受けることができる人）の対象者の考え方について、次のとおり整理するものです。

なお、具体的な判断ポイントは表1のとおりです。5ページからのセルフプランの運用事例も参考としてください。

【セルフプラン利用・移行対象者の共通事項】

○セルフプランは、「申請者（利用者）が希望する場合」に申請者が提出できるとされており、申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提であることから、セルフプランを利用するサービス利用にあたっては、申請者や家族の了解を必ず確認すること。

○必要な情報提供をするとともに、支援が必要な時はいつでも相談に応じることやその他の地域の相談窓口（圏域相談支援事業所）があることを伝えること。

○以下にセルフプラン利用の判断ポイントを示しているが、利用にあたっては、どれか1つの情報のみで判断するのではなく、利用者、家族の情報やニーズ、生活基盤、関係機関等、可能な限りの情報収集に努め、総合的に判断すること。

○計画相談支援を受けているものが、セルフプランに移行する場合は、モニタリング報告書にセルフプランに移行する根拠（判断ポイント）を記載すること。

【表1】セルフプラン利用・移行対象者の判断ポイント

項目	具体的なポイント	事例
1. 本人の自立度が高い (ADL・IADLの評価が高い) ・セルフマネジメント ・意思決定・伝達 ・職歴・生活歴	・自己管理能力が高い ・自身で目標を設定し、自身の考えがある ・服薬管理等、決められた約束毎を守ることができる ・緊急性の判断ができる ・分からない事を自分で調べることや困った事を（事業所等に）相談することができる ・自身の希望を事業所に伝えることができる ・コミュニケーション能力が高い ・（長く）一般就労の経験がある ・（事業所・周囲からの）評価が高い ・（簡単な行政手続き、身の回りの事、家事・子育て等）を自分で行うことができる（生活能力がある）	事例① ～ 事例③ 事例⑥ 事例⑦
2. まわりの支援がある ・家族支援 ・事業所・関係機関	・家族と同居（もしくは近隣在住）しており、緊急時に家族支援がある ・家族に発信力がある（困った時に相談ができる） ・事業所を長年利用しており、本人（家族）と支援員に信頼関係が構築されている ・事業所が本人の課題や特性を理解している ・困った時は、事業所に相談できる ・他の福祉サービスを利用（訪問看護等）	事例① 事例④ ～ 事例⑦
3. サービス調整の必要性・頻度が低い ・通所・居住サービス利用 ・在宅サービス含む利用 ※施設入所・療養介護等（入所サービス）は、基本的には対象外	・（本人や家族が）自身の希望、能力、健康状態を把握し、事業所の意見を踏まえた上で適切なサービス量を決定することができる ・（グループホーム利用者）グループホームの支援員のサポートがある ・（就労定着利用者）就労定着支援員や勤務先の企業のサポートがある ・（日中活動系サービスのみの利用者）利用しているサービスが1つだけであり、複雑な調整を要さない ・在宅サービスの利用者は、本人の自立支援に向けて、<u>日中活動系サービスの利用者に比べ、サービス量や支援内容について、客観的かつ専門的に判断をする必要があることから、セルフプランの利用にあたっては、慎重に判断すること</u>	共通
4. 本人の福祉サービスの利用が安定（障害福祉サービス利用中） ・プラン目標の達成	・安定した通所、充実した活動ができており、プランに設定していた目標を達成し、その状態が持続している ・現在のサービス利用が日常生活の一部となっており、本人も家族も現在の利用を続けていくことを希望している（生活状態の安定）	事例④ ～ 事例⑦

参考1 セルフプランの運用事例

以下の事例は、サービス利用開始時と利用中（計画相談からの移行時）のそれぞれの状況で相談支援事業所より提供いただいたものを、参考として掲載しています。

1. サービス利用開始時（開始時からセルフプランの事例）

事 例 ①	
対象者の属性	知的障害（療育 B）、20 代男性、家族と同居
利用希望サービス	就労定着支援
サービス利用理由 （利用に至る経緯）	・就労移行支援から一般就労となり、フォロー体制を持ちながら経過してきている。 ・サービス利用からは一定の期間で外れるものの、会社と事業所の関係性、就労支援や相談支援のこれまでの経過による連携体制がある。
総合所見 （セルフプランでも可とした根拠）	・一般就労、障害者雇用の中で自身の体調管理と定期受診も適正に実行し、自分の生活についての理解ができています。困りごとは家族や就労支援事業所の職員など、必要な時に自分から連絡、相談ができる。 ・就労移行支援事業所の関わりが継続されており、勤務先との連絡調整、協力が得られている。

事 例 ②	
対象者の属性	精神障害、60 代、母・妻・子と同居
利用希望サービス	就労継続支援 B 型
サービス利用理由 （利用に至る経緯）	・自営業を長年していたが、体力的に難しくなってきた。 ・日中に活動する機会を作りたい。
総合所見 （セルフプランでも可とした根拠）	・家族と同居し、車も運転可能。 ・定期的に訪問看護やヘルパーが来ており、就労継続支援 B 型事業所も週 5 日通う希望がある。 ・定期的に通院し、病状は比較的安定。3 年以上入院していない。 ・自分の希望が言えて、1 人でも生活できる力がある。

事 例 ③	
対象者の属性	身体障害、40 代男性、単身
利用希望サービス	居宅介護・生活介護
サービス利用理由 （利用に至る経緯）	・両親が他界し、単身生活となる。脳性麻痺で全身に麻痺があり、細かい掃除などは一人で行えないため、家事援助を希望。 ・単身生活で話し相手がなくなってしまったため、人と交流ができる場所への通所も希望される。
総合所見 （セルフプランでも可とした根拠）	・前住地では初めて区分が必要なサービスを利用する方は計画相談必須であったが、本人が他人に迷惑をかけず自分でやりたいと強く希望し、区役所へ事情を説明した上で、セルフプランの対応となった。 ・疎通性も良く、何かあれば自分から相談が可能であり、一人で電動車いすをレンタルして、海外旅行に行く力もある方だったためセルフプランでも可能と判断した。

事 例 ④	
対象者の属性	知的障害、20 代女性、姉と甥と 3 人暮らし
利用希望サービス	就労継続支援 B 型・共同生活援助
サービス利用理由 (利用に至る経緯)	・就労継続支援 B 型事業所職員より、姉から金銭搾取され、家事や甥の世話なども一人でやらされている虐待案件として相談依頼あり。 ・就労継続支援 B 型事業所で本人の話を聞くと、虐待されている意識なかったが、姉とは別居して良い距離感で付き合っていきたいとグループホーム入居の意向があり、グループホーム探しで介入することとなる。
総合所見 (セルフプランでも可とした根拠)	・介護サービス包括型グループホームで金銭管理や服薬管理、買い物同行等、手厚く支援してもらうことができた。 ・入居後も変わらず同じ就労継続支援 B 型の通所ができ、本人が安心して生活の場を移すことができた。 ・事業所等、関係機関や支援者と良好な関係が構築されている。

2. サービス利用中（計画相談⇒セルフプランへ移行した事例）

事 例 ⑤	
対象者の属性	知的障害（療育 B）、20 代男性、家族と同居
利用サービス	就労継続支援 B 型
サービス利用状況 (本人の自立度)	・高等養護学校卒業後、進路先として市内の就労移行支援事業所を利用することとなり計画相談の対象となった。 ・しかし、本人に就職意志がなく、同事業所の就労継続支援 B 型に変更。 ・安定した通所、充実した活動が行えている。 ・ADL は自立、IADL は家族と同居にて、自宅で問題となることは無い。
総合所見 (セルフプランでも可とした根拠)	・モニタリング訪問時には就職への意向の意思や困りごと等の聞取りを行ってきたが、本人及び家族からは特に意見はなく経過していた。 ・家族と同居しており、緊急時対応の必要性も考えにくい。 ・今後においてもサービスの調整が必要になることは考えにくく、本人が事業所と直接、サービス利用の調整を行うことは可能であると判断し、本人、母親の同意を得た。
計画相談支援 終了後の対応	・通所先の事業所を（別件で）訪問した際に、問題等の発生は無いか事業所から聴取。

事 例 ⑥	
対象者の属性	精神障害 3 級（発達障害）、20 代男性、両親と同居
利用サービス	就労継続支援 B 型
サービス利用状況 (本人の自立度)	・（現在の事業所）就労継続支援 B 型を利用して 2 年が経過。 ・これまでの状況から活動参加とサービス利用の定着がみられる。
総合所見 (セルフプランでも可とした根拠)	・事業所との連絡体制、関係性が構築できている。 ・現状の生活スタイルや日常のパターンを着実に行動し、相談や連絡調整を要する場面がほとんどない。 ・本人の情報発信の仕方としても、必要な時に適宜のやり取りをすることで、日常生活は十分に安定をしていける。
計画相談支援 終了後の対応	・相談支援の窓口として、必要となった際には連絡をしてもらうことで相談は適宜対応をする。 ・サービスの切り替えや生活状況の変化があれば、その都度対応する。

事 例 ⑦	
対象者の属性	精神障害 2 級（発達障害）、20 代男性、両親と同居
利用サービス	就労継続支援 A 型
サービス利用状況 （本人の自立度）	・就労継続支援 A 型の利用を継続。 ・事業所内の本人に対する就労活動の評価は高く、周囲の人との関りも適正に行えている。 ・サービス利用の中で、施設外就労の場に長期間出向いている。
総合所見 （セルフプランでも 可とした根拠）	・事業所との連絡体制、関係性が構築できている。 ・一般就労歴もあり就労に対する適応力もある。 ・施設外の就労先で、十分な活動をしながら、障害卒の雇用でも良いのではないかという評価も先方から言われている。
計画相談支援 終了後の対応	・相談支援の窓口として、必要となった際には連絡をしてもらうことで相談は適宜応対をする。 ・家族関係での生活面での変化があると思われるが、必要な情報提供をしながら本人が自分自身で動けるような促しがあれば良い。